

各部からのお知らせ

～交通部～主な交通違反の基礎点数と点数制度について

主な交通違反の基礎点数

1 特定違反行為

違反名	点数
運転殺人等、危険運転致死	62
運転傷害等、危険運転致傷	45～55
酒酔い運転、麻薬等運転、救護義務違反（ひき逃げ）	35

注1： 道路交通法の改正（平成21年6月1日施行）により、酒酔い運転や救護義務違反（ひき逃げ）など一定の悪質・危険な行為を特定違反行為と規定し、欠格期間が最長10年に引き上げられました。

注2： 運転傷害等、危険運転致傷は、負傷の程度によって点数が定められています。

2 一般違反行為

違反名	点数	違反名	点数	
酒気帯び運転（0.25mg/ℓ以上）	25	信号無視	2	
過労運転等	25	追越し違反	2	
無免許運転	25	横断歩行者等妨害等	2	
酒気帯び運転（0.25mg/ℓ未満）	13	通行区分違反	2	
速度超過	50以上	踏切不停止等	2	
	30（高速40）以上50未満	指定場所一時不停止等	2	
	高速30以上40未満	通行禁止違反	2	
	25以上30未満	免許条件違反	2	
	20以上25未満	高速自動車国道等車間距離不保持	2	
20未満	1	車間距離不保持	1	
無車検運行又は無保険運行	6	合図不履行	1	
放置駐停車違反	放置駐停車禁止場所等	3	定員外乗車	1
	放置駐車禁止場所等	2	座席ベルト装着義務違反	1
携帯電話使用等（注）	交通の危険	6	幼児用補助装置使用義務違反	1
	保持	3	乗車用ヘルメット着用義務違反	1
安全運転義務違反	2	初心運転者標識表示義務違反	1	

注： 携帯電話使用等は、令和元年12月1日から基礎点数が引き上げられました。
令和元年11月30日まで～携帯電話使用等（交通の危険）2点
携帯電話使用等（保持）1点

道路交通法に基づく点数制度

1 点数制度の概要

交通違反や交通事故（以下「違反等」という。）には、その内容によって基礎点数や付加点数が定められています。点数制度は、運転者に違反等があったとき、過去3年間の累積点数によって、運転免許の取消しや停止等の処分を行う制度です。

点数には、

交通違反の種類ごとに定められている基礎点数

交通事故を起こした場合の付加点数

- ・ 事故の態様、責任の程度、負傷の程度に応じて、2点から20点までの範囲で加算
- ・ 道路における危険を防止するなど必要な措置をとらなかった場合（あて逃げ）5点が加算

があります。

2 累積点数による処分基準

(1) 免許停止の処分期間

前歴 \ 累積点数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
なし						30日			60日			90日		取消	
1回					60日		90日		120日		取消				
2回	90日		120日		150日		取消								
3回	120日		150日		取消										
4回以上	150日		180日		取消										

(2) 免許取消しの欠格期間（再度免許を取得できるまでの期間）

ア 特定違反行為を理由とする場合

前歴 \ 累積点数	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70以上
なし	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
1回	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
2回	5年	6年	7年	8年	9年	10年		
3回以上	6年	7年	8年	9年	10年			

イ 一般違反行為を理由とする場合

前歴 \ 累積点数	4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 ~ 34	35 ~ 39	40 ~ 44	45 ~
なし				1年		2年		3年	4年	5年
1回			1年		2年		3年	4年	5年	
2回		1年		2年		3年	4年	5年		
3回以上	1年		2年		3年	4年	5年			

注1：前歴とは、過去3年以内に受けた免許の停止、取消し処分のことです。

注2：道路交通法の改正（21.6.1施行）により、酒酔い運転や救護義務違反（ひき逃げ）など一定の悪質・危険な行為を特定違反行為と規定し、最長10年に欠格期間が引き上げられました。

注3：特定違反行為以外の違反は一般違反行為として、これまでどおり5年を上限とした欠格期間が指定されます。（4年の欠格期間が新設されました。）